

M・ヴェーバーの社会政策論に関する一考察：官僚制批判を中心として

久間，清俊

<https://doi.org/10.15017/2920552>

出版情報：経済論究. 32, pp.1-21, 1974-07-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



M・ヴェーバーの社会政策論 に関する一考察

——官僚制批判を中心として——

久 間 清 俊

1 はしがき—問題の提起

ヴェーバーの社会政策論は、これまで先学によって「没価値性」論として評価され、また産業ブルジョワジーの社会政策論であると理解されてきた。⁽¹⁾ さらに最近では、この「価値自由」(Wertfreiheit)の視座に関する多面的で多角的な研究成果をもとに、価値判断論争の再検討を要請する主張すら現われてきている。⁽²⁾ 政策主張の評価にあたって、価値判断の基準となる主体的思想的側面についてのきめ細かな吟味が重視されねばならぬことはいうまでもないが、そのことと合わせて、主体の問題関心のもう一つの側面である客観的諸対象についての認識の検討も、決して軽視されてはならないであろう。ヴェーバーの社会政策論についていえば、彼の官僚制批判の視座、内容、特殊性にたいする検討が必ずしも意を尽していないと感じるのは筆者だけだろうか。

ヴェーバーの社会政策論が国民国家(National-Staat)の立場から主張されたものであり、ブルジョワ的合理化を目標としたものであることは、すでに周知のところである。この観点は、彼が終始一貫してもちつづけた観点であるし、この見地に立って彼は、近代ヨーロッパ諸国家間の権力政策の渦中におかれていたドイツを分析し、評価し、そのあるべき方向性を指示しようと試み

た。しかしながら、ここに注目すべき、重要な一視点がある。それは、ヴェーバーのいうブルジョワ的合理化は、これをブルジョワ階級の利害と同一視する思考では捕足できない豊かな内容を含んでいるということである。このことは、ヴェーバーの社会政策論をいわゆる「講壇社会主義」者達のそれら（例えば、国家官僚による社会改良を主張するG. シュモラー、国家の財政政策による社会改良を提唱するA. ワグナー、労働組合の育成による社会改良を力説するL. プレンターノなど）と根本的に区別づける、独自の社会認識のなかに反映されている。(8)

ところで、ヴェーバーの官僚制批判の意義づけにあたって、以下のような諸関係についての彼の着眼を重視してみたいと思う。かれは、近代社会において官僚制組織の最も発達している部門として国家行政組織と大営利企業の管理組織とを列挙し、この後者を独占化した株式会社と指摘する。そして、この独占化した大企業の組織と国家官僚制組織との相互関連の考察が社会的行為の理論として構想される。いうまでもなく、ヴェーバーが考察の対象とした世界史的段階は、「大不況」にはじまり20世紀初頭をもつて確立することになるドイツの独占資本主義段階であった。この高度に発達した独占資本主義段階にあって彼は、それがドイツの特殊性をもちながらも展開させてきた諸関係に着目し、この見地からするブルジョワ的合理化をもって官僚制批判の武器としたのであった。もちろん彼に、独占形成過程についての歴史的な論理を期待することができないのは、いうまでもない。とわいえ、彼が注目を喚起した鋭い現実認識を、捨象しすることも一方的な評価であろう。(4) この鋭い現象認識に現わされたヴェーバーの思考を、いわゆる「修正主義論争」の論点を形成した諸問題とからめて考察してみると、そこに重なり合う一つの現象と視点を見出すことができる。社会的組織化現象についての評価である。この評価が、ヴェーバーのブルジョワ的合理化の視点と社会主義観とを、要するに官僚制批判の視座の内容を解明する有力な手がかりを、あたえてくれるように思われてならないのである。(5) この論文は、その解明のためになされた一試論である。

〔注〕

- (1) 大河内教授の古典的な研究成果の立場がこれである。教授はこのようにヴェーバーの社会政策論を特徴づけられ、またヴェーバーと「似而非没価値性」論者達との相違はヴェーバーの学問的禁欲に由来すると、指摘しておられる。しかしながら、このばあい、ヴェーバーのブルジョワ的合理化についての豊かな認識には十分な検討が加えられているようには思われない。大河内一男『大河内一男著作集』（第二巻、青林書院新社、1969）66—211頁参照。
- ヴェーバーの「没価値性」論が、社会政策的な諸問題の認識を基礎づけている事実を指摘され、そうした視角からの考察の必要性を重視されるのが服部英太郎教授である。服部英太郎『服部英太郎著作集』VI（未来社、1967）91—102頁参照。
- (2) 中村教授はヴェーバーの社会政策論における官僚制の問題を「価値自由」の意味考察との関連で取り上げておられる。しかし、官僚制論そのものの意味の考察に力点がおかれているようには思われない。中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』（未来社、1972）303—306頁参照。なお、社会政策的見地以外の分野からのヴェーバーの官僚制論について考察したものに次のような著作がある。Hellen Constanas: Max Weber's two conceptions of bureaucracy, in: The American Journal of Sociology, Vol. 63, pp 400—409. Renate Mayntz: Bürokratie und Rationalität in Organisation, in: Max Weber und die Soziologie heute, J.B.C. Mohr, 1965, SS. 247—263. ラインハルト・ベンディックス『官僚制と人間』、高橋徹、綿貫譲治訳（未来社、社会科学ゼミナール）16—26頁、湯浅赳男『官僚制の史的分析』（御茶の水書房、1971）。三戸公『官僚制』（未来社、1973）。
- (3) 「講壇社会主義」については、大河内一男『大河内一男著作集』（第一巻、前掲著作集）118—414頁参照。又「没価値性」論の悪流については、大河内一男、同著作集第二巻、98—116頁参照。
- (4) ヴェーバーの社会政策論の時代的背景については、大野英二『ドイツ資本主義論』（未来社、1965）287—357頁、住谷一彦「リストとヴェーバー」（未来社、1969）379—392頁を参照。ヴェーバーの官僚制論を帝国主義段階のものであるとする指摘がある。出口勇蔵「ヴェーバーは社会科学の方法を前進させたか」（『科学と思想』No2、新日本出版社、1971）10頁参照。
- (5) 修正主義論争の根本問題は社会主義革命のあり方をめぐる諸問題であったのだが、この論争の議論の中には、当時顕著になってきていた官僚制化現象の評価の問題が含まれている。この官僚制組織の進展を不可避的なものとして把握し、その役割を積極的に評価しつつ、あるべき社会組織の内容を提示したのが、ベルンシュタインに代表される人達であり、この見解に反対し資本主義の官僚

制組織の否定的止揚の形態における社会組織を主張したのがレーニンであった。官僚制組織にたいするヴェーバーの見解は本文でふれるが、さしあたり社会主義的立場からの官僚制論については、カール・マルクス『ヘーゲル国法論批判』（『マルクス・エンゲルス全集』第1巻，大月書店，1959）276—290頁。同「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」（同全集第8巻）189—204頁。同「フランスにおける内乱」（同全集第17巻）510—533頁。エドゥアルド・ベルンシュタイン「社会民主党の任務及び其能力」（『マルキシズムの修正』，社会思想全集第13巻，平凡社，昭和4年）174—269頁。レーニン『国家と革命』（『レーニン全集』第25巻，大月書店，1972）413—532頁，などを参照。

II 官僚制批判と合理化論

ヴェーバーの官僚制批判が合理化という社会政策論の一部分であると指摘したが、ここで、このことを述べてみよう。彼の官僚制批判の理論は『経済と社会』における「支配の社会学」の中の「官僚制的支配」で展開されているが、⁽¹⁾ この一支配類型は、それ自体としては支配関係の性格を認識するための認識手段にすぎないのであるから、この認識手段の形成過程とからめて吟味する必要がある。

さて、ヴェーバーの社会政策論が終始一貫して国民国家の権力政策の立場から主張されたものであったということを先に述べたが、合理化の社会政策の立場は次のような経過とともに内容的に深められていった。19世紀後半から20世紀初頭にかけて、ヨーロッパ社会は、産業資本主義段階から帝国主義段階へと構造的発展をとげてゆくのであるが、ヴェーバーの合理化論は初期の農業労働政策、中期の社会政策の方法論、後期の労働政策、産業政策、政治・外交政策と多面的な領域にまたがりながら、内容的な深化をみせている。初期の思考内容を最も明瞭に表わしているのは、彼が31歳の時に行ったフライブルグ大学就任講演『国民国家と経済政策』（1895）の中の次の提案である。「被支配者層の経済状態がどうか、ということではなくて、現在の支配階級および上昇しつつある階級に政治的能力を賦与することこそが、社会政策の問題にとっても窮極の内容をなすのです。われわれの社会政策の事業の目的はこの世を幸福にする

ことにあるのではなく、現代の経済的發展のためにバラバラになった国民を来るべき困難な闘いに備えて社会的に統一することにあります」。(2)

ここでいう現在の支配階級とはユンカーに代って政治の舞台上に上りはじめていたブルジョワジーのことであり、上昇しつつある階級とは、プロレタリアート、特にその上層部をさしている。したがってヴェーバーの主張は、ユンカーの政治的支配下でともすれば委縮させられがちであったドイツ・ブルジョワジーの政治的覚醒の必要性を力説するためであったということができよう。この時すでに、ドイツ社会政策学会の依頼でなした東エルベの農業労働事情の調査報告『農業労働制度』（1893）および『取引所』（1894—96）を世にしているが、ここでのヴェーバーの立場も同様の見地からのものである。(3) 初期の合理化論の特徴はすでにアダム・スミスとは極めて対照的な立場からのものであった。(4) だが合理化の社会政策の方法論が確立されるのは長期にわたる療養後（1898—1903）であった。『ロッシェンとクニース及び歴史学派経済学の論理的諸問題』（1903）、『社会科学および社会政策的認識の＜客観性＞』（1904）において、彼は歴史学派の有機的進歩史観、ヘーゲル流の汎論理主義、イギリスの功利主義的自然思想を批判し、またマルクスの理論を理念型と読み替えることによって、価値と認識の峻別というヴェーバー独自の問題意識の線にそって社会政策の方法を構築した。(5) この基礎の上に立っての近代資本主義の研究の成果が『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（1905）である。こうして確定した視座に立って、ヴェーバーはシュモラー等の国家官僚による社会改良という家父長的な主張を論駁し、合理化の社会政策を荷うべき社会的主体の特徴を指摘し、またこれに対置したのである。(6) また1905年、1907年、1909年の社会政策学的における討論演説において、彼は具体的な諸問題を提示したシュモラー、ブレンターノ、ワグナーの社会政策論を批判するが、その批判の規準はすべて合理化による社会政策論であり、さらに注目せねばならぬことは、そのなかに官僚制批判の論点が有機的な関連性をもって述べられているのである。(7) ヴェーバーは独占資本主義期における社会的組織が官僚制化してい

る事実を認識し、その危険性を指摘し、この状況に対処すべき社会政策として官僚制批判の論理を展開しているのである。

社会政策学会の家父長的性格に見切りをつけたヴェーバーは、1910年にドイツ社会学会の創立に参加し、自からの研究を社会学的研究へと傾斜させていく。⁽⁸⁾ その研究成果が宗教社会学、『経済と社会』として結実するのである。ここで彼は、東洋社会にまで考察の射程を広げ深めることによって、近代ヨーロッパ社会の合理化の内容を把握し、合理化概念の社会学的方法を確立している。このようにドイツの具体的社会政策論としてのヴェーバーの官僚制批判はより論理的に展開せしめられた。ときあたかも第一次世界大戦の前後の時期にあたり、ヴェーバーの社会政策的活動は、社会政策学会での活動にとどまらずフランクフルト新聞への寄稿、諸々の講演などによって、政治、外交分野の合理化の必要性を強調するところまで広げられている。とはいえ、ヴェーバーの合理化の社会政策は、ブルジョワ的合理化の立場を越えることはなかった。むしろ、ブルジョワ的合理化の立場に徹することによって、その合理性と非合理性をつきとめ、政治的激動のもたらす諸問題にたいする知的対決をなしているということができであろう。⁽⁹⁾ それゆえ彼は、1918—19年のドイツ革命に対しても鋭い批判者として対決することができたのである。

ところで、ヴェーバーのいう合理化の意味内容とはなんであろうか。彼は「結局において資本主義を生み出したものは何であるのか。それは合理的なる持続的企業、合理的簿記、合理的なる技術、合理的法律などであるが、しかし、それにつぎるわけではない。以上に付加して、これを補足すべきものがある。すなわち合理的精神、生活態度の合理化、合理的なる経済倫理がこれである」⁽¹⁰⁾ という。ヴェーバーは前者を形式合理的なもの、後者を目的合理的なものとして理解している。そして社会政策としては、後者の意義を積極的に取り上げる。ヴェーバーのこのような社会政策論の方法は、いわば宗教社会学的歴史観といってよいであろう。「人間の行為を直接に支配しているのは（物質的ならびに観念的な）利害であって、理念ではない。それにもかかわらず、

《理念》Ideen によってくだされた《世界像》Weltbilder はきわめてひんばんに転轍手として軌道〔の方向〕を決定し、その軌道にそって利害のダイナミズムが人間の行為をおしすすめてきたのであった」⁽¹¹⁾。

も少しそのことをみておこう。『経済と社会』の「社会学の根本概念」でヴェーバーは社会的行為を4つの類型に分け、そのうち、目的合理的行為（der zweckrationale Handeln）、価値合理的行為（der wertrationale Handeln）をもって合理的行為の特徴をつかみ、感情的、とりわけエモーショナルな行為（der affektuelle, insbesondere emotionale Handeln）、伝統的行為（der traditionale Handeln）と区別している。目的合理的行為とは「外界の事物の行動および他の人間の行動について、ある予想をもち、この予想を結果として合理的に追求され考慮される自分の目的の為に条件や手段として利用するような行為である」。価値合理的行為とは「或る独自の絶対的価値—倫理的・美的・宗教的・その他—そのものへの、結果を度外視した意識的な信仰による行為である」⁽¹²⁾。このような内容をもつ合理性概念によって規定される社会的行為主体が、同時にまた、資本主義の形式合理的特徴をも形成してゆくものである。したがって、この見地から二つの視点が統一され、近代ヨーロッパ社会の合理化の特徴が、理解されることになっている⁽¹⁴⁾。社会の各分野の合理化の社会政策論が打ち出されてくるのも、このような理解に基礎づけられてのものである。

ヴェーバーは近代資本主義における合理化の主要な要因として (i)合理的なる資本主義的経営、(ii)合理的労働組織、(iii)ヨーロッパに特殊な都市の市民の存在、(iv)合理的国家、(v)合理的精神をあげている⁽¹⁵⁾。ゆえに、ヴェーバーの合理化の社会政策はブルジョワ的市民社会が充分に発達することができなかったドイツに、ブルジョワ的合理化を実現せしめることであった。そのための社会政策的方法論が提示されているのである。ヴェーバーの合理化の理解が、イギリスのブルジョワ的思想家と異って技術論的性格をもつに至ったのは、後進資本主義ドイツの精神的状況を考慮しているからである。他方、近代社会におけ

る目的合理性と形式合理性の進展にもなって非合理的なものを生み出してくるのは、ヴェーバーによると、官僚制化という現象を通してなのである。そしてまた、近代ブルジョワ的合理化の価値合理性と目的合理性の分離の拡大にその原因はもとめられている。それゆえに、官僚制批判によってこの分離を統一し、ブルジョワ的合理化を維持しつづけようとヴェーバーは考えた。

しかしながら、ブルジョワ的合理化の価値合理性と目的合理性の分離の統一によって、近代資本主義の矛盾は克服しうるものであるのか、あるいは独占資本主義期の矛盾は、官僚制批判によって克服しうるものかとの疑問にたいして、当然のことながら、ブルジョワ的合理性の内在的批判が社会体制的見制から考慮されねばならないであろう。⁽¹⁶⁾ だが、ヴェーバーにとってはブルジョワ的合理化の社会政策こそが最大の関心事であった。

そのことはともかく、ヴェーバーの社会政策論は、合理化の歴史認識とともに、権力闘争の社会認識にもとづいて考察されている。彼は、この社会認識をも、社会的行為の理論でもって方法化する。即ち官僚制支配は、闘争の特殊形態としての支配の一類型として、「支配の社会学」において位置づけられている。したがって、官僚制支配と合理化との関連を、さにとつきておかなければならない。

ヴェーバーは支配関係を次のように類型化している。「支配の他の多数な型と並んで相互に両極的に対立する支配の二つの型があるということを想起するとどめておこう。すなわち、一つは利害状況による（とりわけ独占的地位による）支配であり、もう一つは権威（命令権力と服従義務）による支配である。前者の最も純粋な型は市場における独占的支配であり、後者の最も純粋な型は家父長の権力・官職的権力・君主の権力である」。⁽¹⁷⁾ このように二つに大別される支配は、相互にまた次のような関連をもつ。「利害状況に原由する支配は正にその無規律性故に一定の服従義務によって明確な形で規制された権威よりも、はるかに重圧的に感じられるものである」⁽¹⁸⁾。ゆえに「利害状況による、とりわけ独占的地位による支配の典型的な種類は、どれも次第に権威的支配に

移転させられうるのである」。(19)

支配について多数の類型概念を用い、またその類型間の相互関連を考察することによって、ヴェーバーは独占資本主義における経済組織体間の支配関係、例えば資本主義社会の大中央銀行や大信用銀行が信用需要者たる株式会社の監理委員会への参加によって株式会社を支配するという関係を、市場の独占の上に権威による支配が成立する関係として理解しようとしている。(20) この権威による支配のうち、正当性 (Legitimität) の信念にもとづく正当的支配が最も安定的なものであり、またこの正当的支配の最も純粋なものとしての合法的支配 (die legale Herrschaft), 伝統的支配 (die traditionale Herrschaft), カリスマ的支配 (die charismatische Herrschaft) をあげる。(21) この合法的支配のなかで技術的にみて最も純粋な型が官僚制支配である。なぜなら、合法的支配とは「成文化された秩序の合法性、およびこの秩序によって支配をおよぼす権限をあたえられた者の命令権の合法性にたいする信念にもとづく」支配だからである。ここでいう技術的にみてとは、目的に対する手段選択の適合性という観点を、意味していることはいうまでもない。

官僚制支配が社会組織形態として確立するとヴェーバーが言う場合、見落としえないことは、そこに合理的組織形態の考察がなされていることである。ヴェーバーは、合理的に制定された秩序 (Ordnung) を有する団体として、任意団体 (Verein) と強制団体 (Anstalt) があると指摘し(23)、国家、教会の組織は、この強制団体の組織原理の上に実現するものと理解している。そして、任意団体としては、政党、宗派の組織が、本来的なものといっている。(24) さらに、これらの異なる二つの組織原理を対比して、近代的官僚制組織への評価が提示されることになっている。強制団体とは「その実定的秩序が、特定の活動範囲内において、或る規準に合致する一切の行為に比較的効果的に強制されるような団体をさす」(25) もので、この組織的原理は極めて没主観的で、技術的にみて、官僚制支配に最も適合的なものであると述べている。こうして合理化の進展とともに、官僚制組織は、近代社会の経済・政治・宗教の各分野にまで

進展し、現実の闘争価値に対して全く盲目な行政又は管理組織を出現させるというわけである。

ヴェーバーにとって官僚制化は合理化が生みだす不可避的な所産であるが、それがまた危険性を生みだすことになっており、この矛盾が価値合理性と目的合理性の分離の統一という視野のもとで調整されねばならぬことになっている。換言すれば、ヴェーバーの官僚制批判の主張は、国家官僚制や大企業の官僚制組織の否定ではなく、それが作り出す危険性の批判という次元でなされているのである。官僚制批判の具体的な論理を、次にみていくことにしよう。

〔注〕

- (1) Max Weber : *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5Auf., Studienausgabe, SS. 551—579. (以下 W.u G. と称す)。邦訳、『支配の社会学』I (世良晃志郎訳, 創文社, 昭和35年) 60—142頁。
- (2) Max Weber : *Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik*, in : *Gesammelte Politische Schriften*, 2 Auf., SS. 23—24. (以下, G.P.S. と称す)。邦訳、『国民国家と経済政策』(田中真晴訳, 社会科学ゼミナル, 未来社, 1966) 55—59頁。同 (田中真晴訳, 『ヴェーバー政治, 社会論集』, 世界の大思想23, 河出書房, 昭和44年) 28頁。
- (3) 『農業労働制度』(山口和男訳, 社会科学ゼミナル, 未来社, 1968) 55—59頁。Max Weber : *Die Börse, II Der Börsenverkehr*, in *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, 1924, SS. 321—322. (以下, G.A.z S.u S. と称す)。邦訳、『取引所』(中村貞二, 柴田国弘訳, 社会科学ゼミナル, 未来社, 昭和43年) 94頁。
- (4) スミスとヴェーバーの比較検討については、住谷一彦『リストとヴェーバー』, 前掲書, 358—378頁。出口勇蔵『ヴェーバーの経済学方法論』(ミネルヴァ書房, 昭和41年) 245—248頁。内田義彦『日本資本主義の思想像』(岩波書店, 昭和42年) 66—71頁を参照。
- (5) イギリスの古典派経済学の思考と、ドイツの前近代的思考の観念性的性格および社会主義思想などにたいするヴェーバーの立場については、出口勇蔵「ヴェーバーは社会科学の方法を前進させたか」, 前掲書, 12—18頁参照。
- (6) 中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』, 前掲書, 66—136頁参照。
- (7) ヴェーバーの官僚制の問題がドイツ資本主義の合理化の社会政策と関連のあることを指摘しているものとして、住谷一彦『リストとヴェーバー』, 前掲書, 282頁参照。

- (8) ヴェーバーの社会学的研究の社会政策的立場との関連については、中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』、前掲書、337—397頁参照。
- (9) Herbert Marcuse: Industrialisierung und Kapitalismus, in: Max Weber und die Soziologie heute, J.B.C. Mohr, SS. 161—180.
- (10) Max Weber: Wirtschaftsgeschichte, 3 Auf., 1958, S. 302. (以下、Wirtschaftsgeschichte と称す)。邦訳、『一般社会経済史要論』下（青山秀夫・黒正巖訳、岩波書店、昭和38年）237頁。
- (11) Max Weber: Einleitung, in: Die Wirtschaftsethik der Weltreligion, in Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I, 1972, S. 252. 邦訳、「『世界宗教の経済倫理』序説」（林武訳、『ヴェーバー宗教、社会論集』、世界の大思想Ⅱ—7、河出書房、昭和43年）130頁。
- (12) W.u G., S. 12. 邦訳、『社会学の根本概念』（清水幾太郎訳、岩波文庫、昭和47年）39頁。
- (13) 経済分野における形式合理性については、W.u G., SS. 44—45. 法分野における形式合理性については、W.u G., SS. 468—472. 邦訳、マックス・ヴェーバー『法社会学』（小野木常編訳、日本評論社、昭和44年）273—282頁参照。
- (14) 目的合理的と形式合理的との関連については、出口勇蔵『ヴェーバーの経済学方法論』、前掲書、115—137 参照。
- (15) Max Weber: Wirtschaftsgeschichte, SS. 239—314. 邦訳、『一般社会経済史要論』下、前掲書、119—253頁。
- (16) ヴェーバーのブルジョワ的合理性概念は、それに代わりうる合理性に対する懐疑を根底にもつ社会哲学に支えられている。ヴェーバーの合理性概念を、マルクスの物象化論で理解しようと試みたのが、ジェルジ・ルカーチである。しかし彼は、ヴェーバーの合理化の社会理論全体を視野におさめうるに到っていない。ジェルジ・ルカーチ『歴史と階級意識』（ルカーチ著作集9、城塚登・古田光訳、白水社、1968）168—204頁。同『理性の破壊』下（同ルカーチ著作集13、暉峻凌三・飯島宗享・生松敬三訳）241—263頁参照。ヴェーバーの社会哲学の批判的な克服をめざした研究成果として次のものがある。W.G. Runciman: Critique of Max Webr's Philosophy of Socince, Cambridge at the University Press, 1972.
- (17) W.u G., S. 542. 邦訳、『支配の社会学』I, 前掲書、6頁。
- (18) a. a. O., S. 544. 邦訳、同書、10頁。
- (19) a. a. O., S. 543. 邦訳、同書、7頁。
- (20) a. a. O., S. 543. 邦訳、同書、7頁。
- (21) a. a. O., S. 124. 邦訳、『権力と支配』（濱島訳、有斐閣、昭和44年）5頁。
- (22) a. a. O., S. 124. 邦訳、同書、5頁。

(23) a. a. O., S. 28. 邦訳, 『社会学の根本概念』, 前掲書, 85頁。

(24) a. a. O., S. 28. 邦訳, 同書, 85—66頁。

(25) a. a. O., S. 28. 邦訳, 同書, 85頁。

Ⅲ 官僚制批判と社会政策論

支配の一類型としての官僚制は、歴史的には、他の支配類型と結びついて存在した。そのうちで特に発達した官僚制は (i)古代エジプト、旧中国、ローマ帝国末期の家産官僚制、(ii)13世紀以来のローマ・カトリックのカリスマ官僚制、(iii)絶対王制の後期家産官僚制、(iv)近代国家、近代資本主義的大経営の近代的官僚制である。(1) これらのうち、近代的官僚制こそが、規模においても形態においても、最も純粋な形で発達したものである。(2) この最後の形態が彼の批判の対象となっている。この官僚制は、近代ヨーロッパにおいてのみ発展し、次のような社会的、経済的前提と根拠をもっていると、ヴェーバーは指摘している。

(i) 貨幣経済の発展と財政制度の確立。

(ii) 行政事務の量的発展。

(iii) 行政事務の質的発展（例えば、文化的複雑性の増大、秩序と保護に対する要求の増大、交通手段の発達に対する行政的要求など）。

(iv) 行政組織としての技術的優秀性。

(v) 行政手段の集中。

(vi) 社会的差別の水準化。(3)

ところで、こうして成立する近代的官僚制組織は次のような機能様式をもつものとされている。

(i) 各官庁が規則—法律又は行政規則—によって一般的な形で秩序づけられた明確な「権限」をもつ。

(ii) 官職階層制と審級 (Instanz) 制との原則が存在する。

(iii) 職務執行は原本又は草案の形で保管される書類 (文書) と各種の下僚や書記のスタッフに依拠している。

(二) 職務活動、少なくとも全ての分化された職務活動は通常徹底的な専門的訓練を前提としている。

(三) 職務が完全な発展をとげているときには、職務活動は官僚の全労働力を要求するようになる。

(四) 官僚の職務執行は一般的な、多少とも明確な、多少とも網羅的な、習得可能な規則に従っておこなわれる。従って、これらの規則の知識は特殊な技術学をなしており、官僚たちは、これらの学問を身につけている。(4)

このような根拠のうえに構築される官僚組織とその機能様式は、当然に官僚の内的および外的地位に影響を及ぼさざるをえないが、まずその内的地位に対しては、(イ)職務は天職(Beruf)として理解される。(ロ)職務につくことは、特殊な職務誠実義務を引受けることを意味すると理解される。従って職務誠実は非人格的、即対象的目的に向けられている。また外的地位、個人的地位に対しては、(イ)特に高い身分的社会的評価をえようとし、多くはこのような評価を享受している。(ロ)栄達(昇進)は審級制の上で彼の上位に立つ官僚に対して依存するようになる。(ハ)職務を没主観的に厳密に遂行するために、地位の終身性が保障されている。(ニ)安定した給養は官職就任希望者を増加させる。(ホ)官庁の階層的秩序に対応して下の地位から上の地位への昇進を目指し、昇進の諸条件を機械的に固定化しようと努める。(5) 要するにヴェーバーがここで述べていることは、近代的官僚制の目的合理的、形式合理的性格であって、その限度内における両者の因果連関が考察されているにすぎないのである。

このように理解され、把握された近代的官僚制組織はさらに以下に述べるような随伴現象をとまうのであるが、この認識こそがヴェーバーの官僚制批判の重要な理論的武器となっているように思われるのである。

(イ) 支配諸関係の不壊に近い形態がもたらされる。又官僚制的装置は、この装置に対する支配権を手に入れた人のためなら、誰のためにでも働くことを極めて容易に甘受する。

(ロ) 官僚制的機構を利用する勢力しだいで、アメリカ合衆国における金権政治的な勢力分配の成立、又小市民的関心と結びついて国家社会主義的作用を営む。

(ハ) 官僚制はその支配者と議会に対して彼等の知識や意図を秘密にするという手段によって自己の勢力を高めようとする。

(ニ) 教養と教育の合理的な没主観化、専門化をもたらす。(6)

ここでのヴェーバーの視点は、広く全体的な視野に立ち、近代社会の組織形態の特徴とからめてつかまれることになっている。さらに、この認識が、彼の社会政策論と結びつき、その現実的な性格を発掘することになるのである。

近代のブルジョワ的合理化を社会政策の基軸として、ヴェーバーはドイツ資本主義の特殊な社会構造を鋭く批判してきた。しかし、資本主義の高次の段階への発展にもかかわらず、ドイツの特殊な社会構造は根本的には変革されず、国民国家の権力政策の危機となっていた。(7) ここからヴェーバーの官僚制批判は、主に次の三つの問題に集約的に向けられることになる。

① 労働問題について。

労働問題を取扱うにあたってヴェーバーが最も重視したことは、労働者の利害組織としての労働組合の確立と、団結・ストライキ等々の諸権利の法的な確保ということであった。(8) ついで、近代的な労働者政党の確立、国民国家の権力政治を荷えるための労働者の政治的教育と成熟を重視した。とはいえヴェーバーは、国民国家のわくを越える労働運動を厳しくいしめた。(9) では当時の労働政策論の動向はどうであったのだろうか。ビスマルク以来の伝統である「飴と鞭」の政策(10)に追随し、社会政策学会の主流をなしていたシュモラー、ワグナーなどは、上からの改良政策、つまり国家官僚による企業統制、ないしは企業国有化によって、労働者保護が可能であると主張していた。このような家父長的労働政策は結果的には私的資本主義的企業の官僚制組織による国家官僚の支配の強化となり、労働者の弾圧となると指摘し、ヴェーバーはこれを批判した。(11) またブレンターノのいう国家による労働組合の強制的な創設

の提案も、企業機能の停止なくしては成果はなくなると、その非現実性を指摘した。⁽¹²⁾ ヴェーバーは、ブルジョワ的合理化の社会政策の立場から、このような社会政策学会の家父長的方法にもとづく現実認識の甘さを批判し、またこうした伝統こそが、ドイツの前近代的労資関係を残存せしめ、国家の権力政策の危機をもたらしていると主張した。⁽¹³⁾ さらに、ヴェーバーの批判は社会民主党や労働組合に対しても向けられていった。社会民主党の素町人的精神と官僚制組織の発達の存在は、権力政治を荷う政党としての権力意志が欠除しているためであるとさえ述べている。⁽¹⁴⁾

② 企業問題について。

ヴェーバーは、企業経営のありかたとして、私的資本主義的経営が国家の権力政策的観点からみて最も効率的なものと考えていた。⁽¹⁵⁾ また彼は、大企業組織においては官僚制化が不可避に進行するので人間性の余地をあけておく必要があると述べてつも、他方ではフランス・アメリカの大企業における私的官僚経営がシュモラー、ワグナーなどのいう国家官僚による企業管理よりも、より効率的であると主張している。こうして一貫して大企業の発展に反対してきた社会政策学会の立場をしりぞけ、大企業の効率性を評価し、この大企業組織を分析を通してその荷い手の合理化をはかることに政策の目標をおくべきであると提案している。⁽¹⁶⁾ このようなヴェーバーの立場は独占資本の利害擁護の政策にすぎぬように受けとられ易いが、それよりはむしろ、その真意は、国家の権力政策の一環としての企業の合理化をはかるというところにあった。⁽¹⁷⁾ 官僚制理論によって、独占資本主義期における企業の国家統制が不可能であるとの現実認識をもっていたヴェーバーはシュモラー、ワグナーなどの主張の非現実性が、厳しく批判されねばならなかったのである。だがヴェーバーには、独占資本が、国家の権力政策を操作している事実についての認識はない。彼にとって、ヨーロッパ社会の諸国民国家のわく内で、最も合理的な経済組織は、国家の権力政策の手段としての資本主義的大経営であった。にもかかわらずわれわれは、国家と経済組織との緊密な関係が、そしてまた彼の時代になりとりわ

け重要な意味をもつようになってきた社会的諸関係にたいする鋭い現実認識が、官僚制理論とその批判の見地のなかに浮彫りして把握されていることを見落してはならない。これらの問題にたいする科学的な評価が現代資本主義における諸関係や諸条件の検討にさいしても重要な示唆をあたえるものであることはしばしば指摘されてきているところである。(18)

③ 政治と外交問題について。

ヴェーバーが政治と外交問題に一貫してとり組んできたことは、ここで改めてくり返すまでもあるまい。後進資本主義国ドイツにおけるかつてのブルジョワ的経済政策、即ちイギリス資本主義に対抗して保護貿易と国内統一関税の確立を提唱したフリードリヒ・リストの経済政策が、その後の歴史の展開過程のなかでユンカー階級の政治的攻勢の前に挫折したように、(19) ヴェーバーの活動した時代においても、ビスマルクの政治的遺産としての議会主義の未確立、官僚制行政組織の大きな役割、政治的デイレクタントである皇帝による行政といったドイツに特殊な政治構造は残存していた。(20) ヴェーバーは、この特殊な政治構造に鋭く肉迫し(21)、それがもつ帝国主義的危険性を強調しつづけている。官僚制的行政組織と皇帝のデイレクタンテイズムによる行政を排し、議会主義に依拠する成熟した政治家の統治と外交を主張したのである。イギリスの議会主義政治と政治家のあり方こそ理想であった。このような政治の路線を歩むことによってこそ、国民国家間の権力闘争渦中におかれているドイツのブルジョワ的合理化は遂行されうるものであるとヴェーバーは考えていた。(22) ブルジョワ的合理性をこのような見地から理解せずただ倫理的にのみ論じようとしたドイツ人の家父長的政治感覚は批判されねばならぬし、また皇帝のデイレクタンテイズムと官僚制的行政組織の結托の可能性が大きいこと、さらにその危険性も増してきているドイツの現実克服されねばならぬというわけである。近代ヨーロッパ社会にあって、ブルジョワ的議会政治と外交政策を確立せんとするヴェーバーの社会政策論は、このようにみてくると、ブルジョワ的合理化の立場と官僚制批判の視点が貫かれていることがわかる。

以上、ヴェーバーの官僚制批判の内容をドイツ独占資本主義とからめて検討してみた。くり返していえば、ヴェーバーの官僚制批判は、ブルジョワ的合理化の社会政策の立場からの、ドイツ独占資本主義の批判となっている。このような見地に立ってのヴェーバーの分析は、たんにドイツにとどまらず、イギリス、フランス、アメリカ合衆国、ロシア、東洋の諸国家の社会構造の比較研究にも広く適用され、社会構造の類型的認識の視点となって現われていることも決して見落されてはならない。(23)

ここで、ヴェーバーの官僚制批判の社会政策的意義を要約すれば、おおよそ次のようになる。

- (i) ブルジョワ的合理化をおしすすめるためには合理化を荷う主体の確立が不可欠であること。そのためには前近代的精神は克服されて目的合理的精神が必要であること。(24)
- (ii) 近代資本主義社会は合理化とともに官僚制組織を発展させ、労働組織、企業組織、国家組織は官僚制化する。その結果、ブルジョワ的合理化の社会政策はこの官僚制組織を積極的に評価しつつも、それが生み出す危険性をも考慮しなければならないという矛盾をもつ。
- (iii) 近代資本主義においては官僚制組織の果す機能は各国家の社会構造に規制されて種々の影響を及ぼす。従って、官僚制組織の社会政策的評価は各国家の社会的特殊構造の認識をふまえてなされねばならない。(25)

ヴェーバーの官僚制批判は、官僚制理論を認識道具として、このような独占資本主義の段階に立ちそこでの社会政策的認識をうることにあったのではなかろうか。このような観点からする認識が、ヴェーバーのブルジョワ的合理化の社会政策論をより厳密にかつ内容あるものとしている。ヴェーバーは、そこから帝国主義的危機のもとにあった当時のドイツにあって、社会政策家として実践に関与した。しかし、先にふれたことだが、ヴェーバーは、この危機を革命によって解決しようと考えた社会主義には批判的で懐疑的であった。従って、ヴェーバーの社会政策論を、この側面から位置づけようとする場合には、彼のブルジ

ヨワ的価値観や社会学的方法論そのものにひそむ観点が、とりわけ目についてくるのも当然のことである。(26) ヴェーバーと時代を同じくし、しかも革命視点からする諸問題を分析したものに、ジェルジ・ルカーチ、ニコライ・ブハーリンなどがいた。(27) だが彼等も、ヴェーバーが指摘し、提出した諸問題を、正当な捕捉の綱ですくいあげていると思われない。したがって見方を変えて、社会主義的観点からのヴェーバーのとりあげた問題を考察するとすれば、次のような問題点にたいする解明がなされねばならないのではなからうか。

(イ) 社会主義的合理化をおしすすめる主体はどのような条件を必要とするのか。

(ロ) 社会主義における合理化は官僚制組織、又その弊害を克服しうるのか。

(ハ) 社会主義的合理化と国家の特殊な社会構造はどう調和的になされうるのか。

しかしこれらの課題の答えは、もはやヴェーバー研究の域をはみ出た領域からする研究と合わせなされねばならない。

〔注〕

(1) W.u G., S. 556. 邦訳、『支配の社会学』I, 前掲書, 73—74頁。

(2) ヴェーバーの近代的官僚制の本質把握を補足する研究として、ベンティックス、『官僚制と人間』, 前掲書, 46頁。Helen Constas, op. cit., pp. 400—404.

(3) W.u G., SS. 556—569. 邦訳、『支配の社会学』I, (前掲書), 73—114頁。

(4) a. a. O., SS. 551—552. 邦訳, 同書, 60—63頁。

(5) a. a. O., SS. 552—556. 邦訳, 同書, 63—71頁。

(6) a. a. O., SS. 569—579. 邦訳, 同書, 114—142頁。

(7) 大野英二, 『ドイツ資本主義論』(未来社, 1968) 382—408頁参照。

(8) G.A.z S.u S., SS. 397—398. ヴェーバー「社会政策回状」(中村貞二訳, 『マックス・ヴェーバー研究』, 前掲書, 432—433頁)。なお, ヴェーバーの労働組合に関する立場については, 鼓肇雄『マックス・ヴェーバーと労働問題』(御茶の水書房, 1971) 70—90頁参照。

(9) G.A.z S.u.S., SS. 508—518. 邦訳, 『権力と支配』, 前掲書, 209—317頁。

(10) 大河内一男『大河内一男著作集』第一巻, 前掲書, 392—413頁参照。

- (11) G.A.z S.u S., SS. 402—404.
- (12) a. a. O., SS. 397—398.
- (13) a. a. O., S. 396.
- (14) a. a. O., SS. 408—411.
- (15) a. a. O., S. 416.
- (16) 鼓肇雄『マックス・ヴェーバーと労働問題』, 前掲書, 111頁参照。
- (17) C.A.z S.u S., S. 416.
- (18) 現代の先進資本主義国家間において、いかに権力政策的関係が重要な役割を占めているかについては、ラルフ・ミリバンド『現代資本主義国家論』（田口富久治訳, 未来社, 1972）参照。また、マンデルも現代資本主義分析において民族国家の権力政策的要素を指摘している。エルネスト・マンデル『現代資本主義の抗争』（石崎昭彦・鬼塚豊吉訳, 東洋経済新報社, 昭和47年）67—83頁参照。
- (19) リストとヴェーバーの比較的考察については、住谷一彦『リストとヴェーバー』, 前掲書。出口勇蔵『ヴェーバーの経済学方法論』, 前掲書, 197—262頁参照。
- (20) ビスマルク以降の社会政策の特徴については、カール・エールリヒ・ポルン『ビスマルク後の国家と社会政策』（鎌田武治訳, 法政大学出版局, 1973）参照。
- (21) G.P.S., SS. 294—431. 邦訳, 「新秩序ドイツの議会と政府」（中村貞二・山田高生訳, 『ヴェーバー政治・社会論集』, 前掲書）。
- (22) a. a. O., 邦訳, 同書。
- (23) とはいえ、ヴェーバーの類型認識はドイツ又は西ヨーロッパのブルジョワ的個人主義の立場からなされたものにすぎないとの指摘がある。Helen Constan, op. cit., pp. 400—402. 出口勇蔵『ヴェーバーの経済学方法論』, 前掲書, 286頁。
- (24) 後進資本主義国の近代化の視点をふまえた次のような研究がある。赤羽裕『低開発経済分析序説』（岩波書店, 昭和46年）第2部参照。
- (25) ヴェーバーの官僚制批判はドイツ独占資本主義の分析と批判であった。最近、ソビエト官僚制, アメリカ合衆国の官僚制等々にかんする研究成果は多いが、ヴェーバーの官僚制批判が目ざした体制的認識の観点からのものは、以外と少ないように思われる。
- (26) 出口勇蔵『ヴェーバーの経済学方法論』, 前掲書, 293—306頁。服部英太郎『服部英太郎著作集』VI, 前掲書, 91—92頁参照。
- (27) ジェルジ・ルカーチ『歴史と階級意識』, 前掲書, 162—204頁。同『理性の破壊』, 前掲書, 241—264頁。ニコライ・ブハーリン『経済学者の手記』（ブハーリン著作集2, 和田敏雄・辻義昌訳, 現代思潮社, 1970）191—193頁参照。

IV まとめ—要約と展望—

以上、われわれはヴェーバーの社会政策論を官僚制批判の視点や内容とからめて検討してみた。このことによって、官僚制批判が、ヴェーバーの社会政策論において占める意義を一般的ではあるが明らかにしてみた。そしてまた、近代資本主義の合理性と非合理性についてのヴェーバーの鋭い指摘を学びとることができた。勿論、ヴェーバーの社会理論は多面的な思想を内包するものであるから、ここで取り上げた官僚制批判は彼の思想体系の一視点にすぎないといわねばならない。そのばあいでも、ヴェーバーの知的土壌である歴史学派の経済学者がそうであるように、彼の場合も、理論は政策的配慮に強く制約されて展開されているのであって、官僚制批判も現実のドイツ独占資本主義社会の一政策論としてあることが決して見落されてはならない。現代におけるヴェーバー理解の混乱の原因の一つはここにあるといえる。このような難解な方法に支えられて展開されているヴェーバーの官僚制批判は、現代を特徴づけている組織化現象の解明のための最も有力な手掛りとなるからである。

しかし、現代の国家独占資本主義における官僚制化を解明するためには、ヴェーバーの理論は、一定の歴史的段階による制約をまぬがれえないものであって、つけ加えねばならぬ多くの問題を残している。またヴェーバーの官僚制論は、エートス論的視点を究極の基礎として展開されて、その非弁証法的思考の限界が現代の官僚制分析の深化を妨げている事実も否めない。そのような限界にもかかわらず、官僚制化現象の本質を近代合理性において把み、さらにこの現象を社会体制的視点に立って考察していることは、ヴェーバーの官僚制論の大きな功績である。現代、シウムベーター、ドラッガー、ガルブレイス等によってなされてきているテクノクラートの研究は、ヴェーバーの官僚制論とは異質の研究対象であるとは思われない。⁽¹⁾ また、ベルンシュタイン、カウツキー、ヒルファディング、ローザ、レーニン等がとりあげてきた諸問題の再考察と合わせて、ヴェーバーの官僚制論を再検討してみることは、今日ではますます

重要性をおびてくる課題であることは多言を要するまでもなからう。

では、ヴェーバーの官僚制論を積極的に展開するためにはどのような作業が必要であるのか。その一つの試みとしては、ヴェーバー以降の独占資本主義の発展の究明の中心に、近代合理性の考察をすえ、ドイツにおける社会構造の特殊性の具体的検証においてヴェーバーの官僚制論を認識道具として応用してゆくことである。このことは何もドイツに限定されることなく、わが国の場合にもあてはまるであろう。他方、ヴェーバーの官僚制論の方法も総体性の視点から鍊り直されるなら、より精緻な方法へと深められると思われる。しかし本稿では、官僚制批判の見地をヴェーバーを手掛りとしつつ検出し、提示してみることに限定せざるをえなかった。今後の研究の出発点となるゆえんである。

〔注〕

- (1) ヴェーバーはシュモラー・メンガーの方法論争をより高次の次元から踏まえ、独自の近代資本主義論を構築している。それは、家計 (Haushalt) と営利 (Erwerb) の分離をもって近代資本主義最大の基礎となし、この営利部門が経営 (Betrieb) という合理的行為によって営まれいるところに特質を見い出している。このように歴史と理論の統一方法の上に立って社会組織論を展開している点において、シュムペーター、ドラッカー、ガルブレイス等と共通するものであるといえる。Roman Macdonald: Schumpeter and Max Weber, in: Quarterly Journal of Economics, Vol. 79, pp. 373—396. 三戸公『ドラッカー』, 前掲書, 105—112頁参照。